

伊勢崎市木造住宅耐震改修補助事業の ご案内

伊勢崎市では、地震による木造住宅の倒壊等を防止し、地震に強い安全なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震改修工事費用の一部を補助します。

伊 勢 崎 市

伊勢崎市木造住宅耐震改修補助事業

1 補助の対象となる方

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 伊勢崎市木造住宅耐震診断事業等による耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅を所有する方
- (2) 市税を滞納していない方

2 補助の対象となる住宅

市内の木造住宅のうち、次のいずれにも該当するものが対象です。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅若しくは併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの。以下同じ。）又は都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった一戸建ての住宅若しくは併用住宅
- (2) 2階建て以下のもの
- (3) 在来軸組工法によって建てられたもの

3 補助の対象となる工事

耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事が対象です。

- ※ リフォームに係る工事等は除きます。
- ※ 耐震性の評価は、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する一般診断法又は精密診断法によります。

4 補助額

耐震改修工事に要する費用（設計費、工事費及び工事監理費）の4/5の額で、115万円を限度とします。

5 設計・工事監理・工事施工者

- (1) 耐震改修工事に係る設計及び工事監理

次のいずれかに該当する建築士に依頼してください。

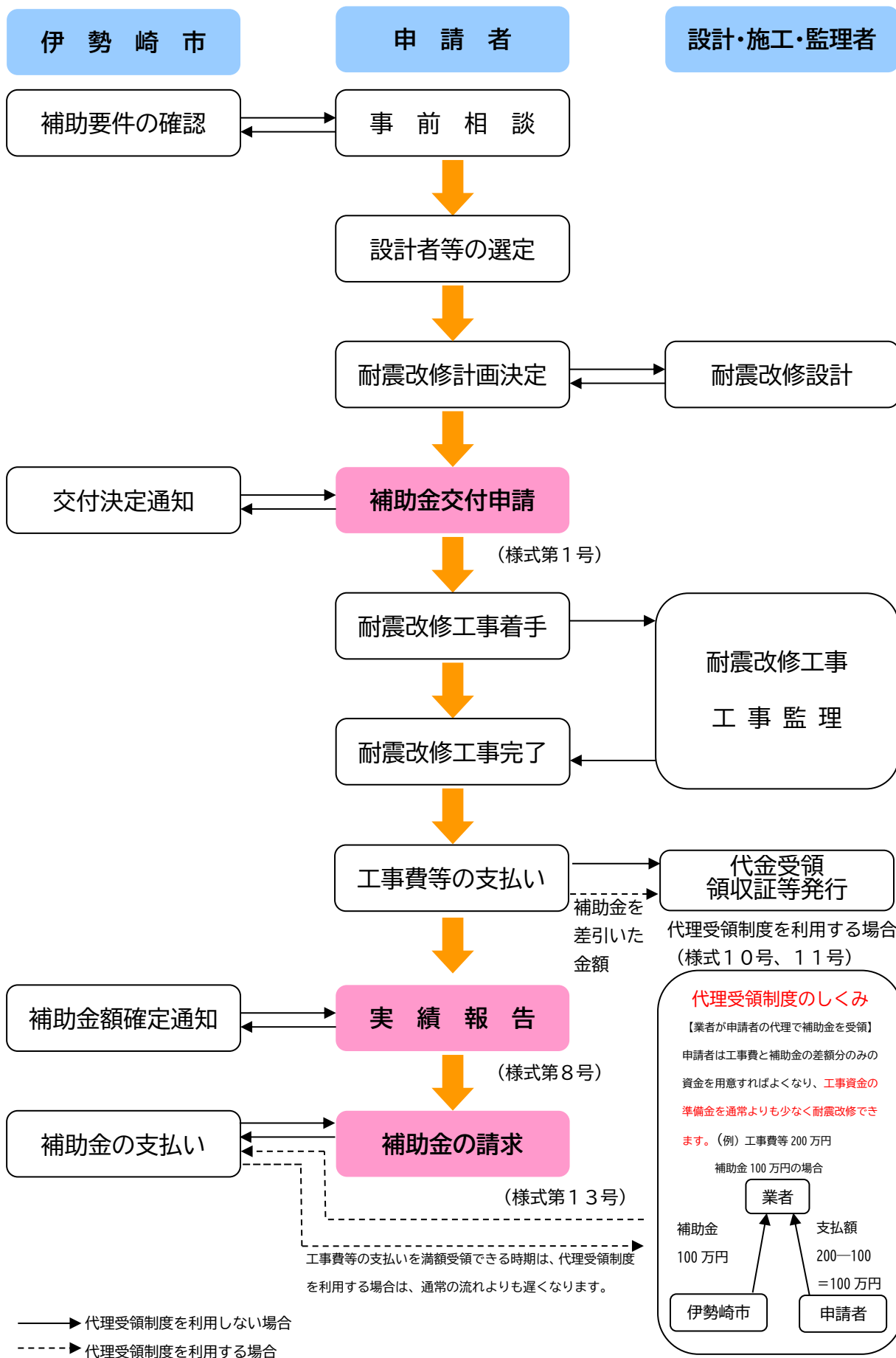
- ア (一社)群馬県建築士事務所協会が認定する木造住宅耐震診断調査資格者
- イ (一社)群馬県木造住宅産業協会に登録している木造住宅耐震診断士
- ウ (一社)群馬建築士会が行う「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」の受講を修了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者
- エ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了している者
- オ 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者
- カ ア～オの資格者等に準ずると認められるもの

- (2) 工事施工者

耐震改修工事の施工者に特別の要件はありません。

信頼のできる工事施工者に依頼してください。

木造住宅耐震改修補助の手続き



木造住宅耐震改修補助の提出書類

1 補助金交付申請

- (1) 木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であることが分かるもの
- (3) 耐震改修工事計画書（様式第2号）（耐震改修工事計画に伴う耐震診断の結果、耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価が1.0以上となるものを示す書類を含む。）
- (4) 改修工事計画図等（案内図、平面図、詳細図、現地調査の写真、工程表その他関係書類）
- (5) 補助対象建築物の全部事項証明書又は所有権を有するものが確認できる書類
- (6) 補助事業者等以外の所有権者の改修工事の実施に同意していることを証する書類
- (7) 設計者及び工事監理者の資格を証する書類の写し
- (8) 市税に滞納がない旨の証明書（完納証明）
- (9) 設計費、工事費及び工事監理費に係る見積書の写し
- (10) 確認済証の写し（建築確認を必要とする場合）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 完了実績報告

- (1) 木造住宅耐震改修補助事業完了実績報告書（様式第8号）
- (2) 耐震改修工事実施報告書（様式第9号）
- (3) 改修工事の写真
- (4) 改修工事監理報告書の写し（建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書）
- (5) 設計費、工事費及び工事監理費に係る契約書並びに領収書の写し
- (6) 改修工事後の耐震診断結果の写し（申請時と異なる場合）
- (7) 検査済証の写し（建築確認を受けた場合）
- (8) 代理受領に係る委任状（様式第10号）（代理受領の場合）
- (9) 代理受領の委任に係る同意書（様式第11号）（代理受領の場合）
- (10) その他市長が必要と認める書類

【代理受領制度】 補助金額分を設計・施工・監理業者が代理で受領し、申請者は、補助金の支給金額分を差し引いて業者に支払う制度です。

3 補助金の請求

木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第13号）

補助の対象となる工事について

次のような補強工事が補助の対象となります。

※解体部分を最小限に抑えることで、「費用削減」「工期短縮」が可能な「低コスト耐震改修」も検討してみましょう。

耐震壁の増設・補強

壁を増やし、かつ、つりあい良く配置する
筋かいを入れたり、合板を張って強い壁を増やす等

金物等による補強

土台、柱、梁、筋かい等の接合部を金物で堅固にする
等

基礎の補強

鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する
無筋コンクリート基礎を補強する等

屋根等の軽量化

瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える等

その他

劣化した部材を取り替える
補強工事に伴う内外装工事等

【注意】 次のような工事は、補助の対象となりません。

- ・耐震改修工事に関連しないリフォーム工事の費用
- ・仕上げ材等のグレードをアップさせる工事の費用

お 問 い 合 わ せ

伊勢崎市 都市計画部 建築指導課

〒372-8501 伊勢崎市今泉町二丁目410番地

電話 0270-27-2762

FAX 0270-25-6364

ホームページ <http://www.city.isesaki.lg.jp/>